

7 月上旬号  
2017 年

# 国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场 (毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国際情報广场网页。

<h2>后期高齢者医療保険費</h2>	<p>こうきこうれいしやいりようほけんりよう 後期高齢者医療保険料</p>
<p>2017 年度の后期高齢者医療保険の「保険料決定通知書」将在 7 月中旬寄出。 以及, 在此年度中加入的被保险者, 保险费从取得资格的月份开始需要缴纳保险费。 有关详细事项请询问。</p>	<p>こんねんど こうきこうれいしやいりようほけん ほけんりようがくけつていつうちしょ がつ 今年度の後期高齢者医療保険の「保険料額決定通知書」を 7 月 ちゅうじゅん そうふ 中 旬 に送付します。 なお、年度中に被保険者となった方は、資格を取得した月から ねんどちゅう ひほけんしや かた しかく しゅとく つき ほけんりよう 保険料がかかります。 くわ といあわ 詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处: 保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>といあわ さき ほけんりようか 問合せ先: 保険料課</p>

<h2>儿童抚养津贴</h2>	<p>じどうふようてあて 児童扶養手当</p>																								
<p>符合以下条件的任何一项, 满 18 岁生日之后最初的 3 月 31 日为止, 持有监护儿童的父亲或母亲, 或者代替父母养育的人, 可以领取儿童抚养津贴。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆父母离婚的儿童</li> <li>◆父亲或母亲死亡的儿童</li> <li>◆父亲或母亲按政令被定为有一定障害状态的儿童</li> <li>◆父亲或母亲生死不明的儿童</li> <li>◆持续 1 年以上被父亲或母亲遗弃的儿童</li> <li>◆持续 1 年以上父亲或母亲按法令被拘留的儿童</li> <li>◆母亲未婚所生的儿童</li> <li>◆父亲或母亲受配偶者暴力受法院发出保护令的儿童</li> </ul> <p>【2017 年 4 月以后的津贴费】 津贴额按申请者前年的收入为基准决定。 每月支付金额按以下所示</p>	<p>じどうふようてあて つぎ がいどう さい たつ ひいこう 児童扶養手当は、次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以降の さいしよ がつ にち じどう かんご ちち はは 最初の 3 月 31 日までの児童を監護している父または母、もしくは ふ ぼ か よういく かた じゆきゆう 父母に代わって養育する方が受給できます。 ふ ぼ こんいん かいしやう じどう ◆父母が婚姻を解消した児童 ちち はは しぼう じどう ◆父または母が死亡した児童 ちち はは せいらい さだ ていど しょうがい じょうたい じどう ◆父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ちち はは せいし あき じどう ◆父または母の生死が明らかでない児童 ちち はは ひ つづ ねんじやういき じどう ◆父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童 ちち はは ほうれい ひ つづ ねんじやうこうきん ◆父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている じどう 児童 はは こんいん しゅつさん じどう ◆母が婚姻によらないで出産した児童 ちち はは はいぐうしや ぼうりよく さいばんしよ ほ ごめいれい ◆父または母が配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令を う じどう 受けている児童 【平成 29 年 4 月以降の手当額】 てあてがく せいきゆうしや ぜんねん しよとくがく もと けつてい 手当額は請求者の前年の所得額に基づいて決定されます。 がく つぎ 額は次のとおりです。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象児童人数</th> <th>全额支付 (毎月)</th> <th>部分支付 (毎月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 个孩子</td> <td>42,290 日元</td> <td>9,980~42,280 日元</td> </tr> <tr> <td>第 2 个孩子</td> <td>9,990 日元</td> <td>5,000~9,980 日元</td> </tr> <tr> <td>第 3 个孩子之后 (每增加 1 人)</td> <td>5,990 日元</td> <td>3,000~5,980 日元</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童人数	全额支付 (毎月)	部分支付 (毎月)	第 1 个孩子	42,290 日元	9,980~42,280 日元	第 2 个孩子	9,990 日元	5,000~9,980 日元	第 3 个孩子之后 (每增加 1 人)	5,990 日元	3,000~5,980 日元	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th> <th>全部支給 (月額)</th> <th>一部支給 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとりめ 1 人目</td> <td>42,290 円</td> <td>9,980~42,280 円</td> </tr> <tr> <td>ふたりめ 2 人目</td> <td>9,990 円</td> <td>5,000~9,980 円</td> </tr> <tr> <td>にんめいこう 3 人目以降 ひとりふ (1 人増えるごとに)</td> <td>5,990 円</td> <td>3,000~5,980 円</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童数	全部支給 (月額)	一部支給 (月額)	ひとりめ 1 人目	42,290 円	9,980~42,280 円	ふたりめ 2 人目	9,990 円	5,000~9,980 円	にんめいこう 3 人目以降 ひとりふ (1 人増えるごとに)	5,990 円	3,000~5,980 円
対象児童人数	全额支付 (毎月)	部分支付 (毎月)																							
第 1 个孩子	42,290 日元	9,980~42,280 日元																							
第 2 个孩子	9,990 日元	5,000~9,980 日元																							
第 3 个孩子之后 (每增加 1 人)	5,990 日元	3,000~5,980 日元																							
対象児童数	全部支給 (月額)	一部支給 (月額)																							
ひとりめ 1 人目	42,290 円	9,980~42,280 円																							
ふたりめ 2 人目	9,990 円	5,000~9,980 円																							
にんめいこう 3 人目以降 ひとりふ (1 人増えるごとに)	5,990 円	3,000~5,980 円																							
<p>【有关支付事项】 申请被批准后, 津贴费的支付将从申请日所属月份的第二个月份开始。 4・8・12 月的前月之前的 4 个月的津贴费一起汇入申请者指定的金融机构帐号。 申请津贴费所需要的资料等详细情况请咨询。</p> <p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>【支給について】 てあて にんてい せいきゆうび ぞく つぎ よくげつぶん しきゆう 手当は認定されると請求日が属する月の翌月分から支給されます。 がつ ぜんげつ げつぶん せいきゆうしや してい 4・8・12 月に前月までの 4 か月分をまとめて請求者の指定した きんゆうきかん こうざ ふ こ 金融機関の口座に振り込みます。 せいきゆう ひつよう しよるい くわ といあわ 請求に必要な書類など詳しくはお問合せください。</p> <p>といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先: 国民年金課</p>																								



<h2>国民年金保险费</h2>	こくみんねんきんほけんりょう <b>国民年金保険料</b>
2017年度毎月の国民年金保险费为1万6490日元。 如果缴纳有困难时请来办理申请减免。减免申请从7月3日(周一)开始受理。 国民年金保险费的减免制度有「全额减免」「部分减免」「缓期缴纳」。详细请向国民年金课询问。	こんねんど こくみんねんきんほけんりょう まん えん げつがく 今年度の国民年金保険料は1万6490円(月額)です。 ほけんりょう おさ こんなん ばあい めんじょ しんせい 保険料を納めることが困難な場合は免除の申請をしてください。 めんじょしんせい がつみつか げつ う つけます 免除申請は7月3日(月)から受け付けます。 こくみんねんきんほけんりょう めんじょせいど ぜんがくめんじょ いちぶめんじょ のうふ 国民年金保険料の免除制度には「全额免除」「一部免除」「納付 ゆうよ くわ こくみんねんきんか といあわ 猶予」があります。詳しくは国民年金課へお問合せください。
询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805	といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先:国民年金課

<h2>乳腺癌(乳房X射线)検査</h2>	にゅう けんしん <b>乳がん(マンモグラフィ)検診</b>
-----------------------	-----------------------------------

場所 ばしょ 場所	時間 にちじ 日時	申請方法 もうしこ ほうほう 申込み方法
东保健中心 ひがしほけん 東保健センター	8月28日(周一) 9:30～ げつ げつ 8/28(月) 9:30～	30人(按申請先后顺序) 7/3(周一)开始电话申请 にん もうしこみせんちやくじゆん げつ でんわ 30人(申込先着順) 7/3(月)から電話で
中保健中心 なかほけん 中保健センター	8月24日(周四) 13:00～、13:30～、14:00～ もく 8/24(木) 13:00～、13:30～、14:00～	35人(按申請先后顺序) 7/3(周一)开始电话申请 にん もうしこみせんちやくじゆん げつ でんわ 35人(申込先着順) 7/3(月)から電話で
市政府荒川庁舎 (前教育委員会) しやくしよあらかわちやうしゃ 市役所荒川庁舎 きゆうきやういくいんかい (旧教育委員会)	8月31日(周四) 9:30～、10:00～、10:30～ もく 8/31(木) 9:30～、10:00～、10:30～	各30人(按申請先后顺序) 7/12(周三)开始电话或直接去西保健中心申请 かく にん もうしこみせんちやくじゆん 各30人(申込先着順) すい にしほけん でんわ ちよくせつ 7/12(水)から西保健センターへ電話または直接

◆対象：2017年4月1日时满40岁以上偶数年齢的女性或是持有免费优惠券的人

◆費用：800日元

※持有后期高齢者医疗被保险证或是高龄领取者证的人免费。另外，领取生活保护的人或是市府民税为非课税家庭的人请事先向保健中心领取免费受诊券。

◆携带物：问诊票，市的癌诊察受理证，健康手册，浴巾

◆対象：対象：平成29年4月1日現在、40歳以上の偶数年齢の女性または無料クーポン券対象者

◆料金：800円

※後期高齢者医療被保険者証または高齢受給者証をお持ちの方は無料。なお、生活保護受給者または市民税非課税世帯の方は事前に保健センターで無料受診券の交付を受けてください。

◆持ち物：問診票、市がん検診受診証、健康手帳、バスタオル

申請・询问处:东保健中心 TEL 072-982-2603 / FAX 072-986-2135

中保健中心 TEL 072-965-6411 / FAX 072-966-6527

西保健中心 TEL 06-6788-0085 / FAX 06-6788-2916

申込み・問合せ先：東保健センター / 中保健センター / 西保健センター

